

「著作権法施行令の一部を改正する政令（案）」及び「著作権法施行規則及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）」の概要について

1. 趣旨

本政令案及び省令案は、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律第72号。以下「民法改正法」という。）における著作権法改正により、相続その他の一般承継を原因とする著作権等の移転についても登録しなければ第三者に対抗することができないこととされたことを踏まえ、これらの登録に係る規定の整備等を行うとともに、登録の効力発生日を登録の年月日から申請の受付年月日に変更する等の措置を講ずるものである。

2. 概要

（1）相続その他の一般承継による著作権等の移転の登録に関する規定の整備等について

（i）相続その他の一般承継による著作権等の移転の登録に関する規定の整備について（著作権法施行令第18条及び第21条第1項、著作権法施行規則第8条及び別記様式等関係）

著作権等の移転の登録は、原則として登録義務者と登録権利者が共同で申請する必要があるところ、相続及び法人の合併による権利の移転の場合、登録義務者が存在しないことから、登録権利者の単独での申請を認めることとする。

また、相続その他の一般承継に係る著作権等の移転の登録の申請を行う場合には、その事実を確認するため、戸籍の謄抄本、登記事項証明書、住民票の写し等の添付を求めることとするなど、申請手続に関する所要の規定の整備を行う。

（ii）併合申請及び添付資料の省略に係る規定の整備について（著作権法施行令第20条及び第21条等関係）

相続その他の一般承継による著作権等の移転に伴う登録など、一度に大量の登録の申請を行う場合の申請者の負担を軽減するため、二以上の登録は、登録の目的が同一である場合に限り、同一の申請書で申請（併合申請）することができることとする。

また、同時に複数の登録の申請手続を行う場合において共通する添付資料がある場合には、一方の手続における添付を省略できるとともに、他の事件において既に添付している資料で内容に変更がないものについては添付を省略できるとする。

（2）申請による登録の効力発生日の見直しについて（著作権法施行令第20条第7号、第22条、第24条、第32条及び第33条第1項、著作権法施行規則第5条、第17条第1項、第19条及び別記様式、新プログラムの著作物の登録に係る特例に関する法律施行規則第3条第3号、第8条第1号及び第14条第5号等関係）

不動産登記や他の知的財産権に係る登録における取扱いを踏まえ、申請による登録の効力発生日を登録の年月日から申請の受付年月日に変更することとし、申請書や通知書、著作権登録原簿の記載事項や様式について所要の見直しを行うとともに、著作権登録原簿における登録の前後に関する規律を明確にするための規定を設ける。

3. 施行期日

令和元年7月1日（民法改正法の施行期日と同日）